

学校・家庭・地域・関係機関の連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域・関係機関の連携が必要です。

家庭

家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころとなります。家庭内における日頃のコミュニケーションにより、児童生徒のささいな変化に気付くことが、いじめの未然防止・早期発見につながります。



学校

学校が日頃から児童生徒の変化について家庭との情報共有を図り、PTAや地域の関係団体等といじめ問題について意見交換する機会を設けるなど、地域全体で児童生徒に積極的に関わっていく意識を強く持ち、学校・家庭・地域が連携した見守り体制づくりが重要です。

連携

地域

学校運営協議会やコミュニティ・スクール協議会を通して、いじめ問題について学校や家庭と意識を共有し、連携した対策を推進することが必要です。通学路指導等における関わりの中で、登下校中や休日の児童生徒の様子について日常の情報連携に努めます。

関係機関

学校や教育委員会による指導では、十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関との適切な連携が必要であり、日頃から情報共有体制を構築しておくことが必要です。



相談窓口

悩みや不安を抱えたら、まずは相談してください。
一人で抱え込まないことが大切です。



いじめカットライン（釧路市教育委員会教育支援課）

Tel: (0120) 783-228 (フリーダイヤル)

平日(土・日・祝日除く) 午前10時～午後4時

E-mail: kyo-kyouikushien@city.kushiro.lg.jp

いじめや学校に関する子供たちの悩みについて、教育委員会の指導主事が相談を行います。

釧路教育研究センター教育相談室

Tel: (0154) 42-3311

平日(土・日・祝日除く) 午前10時～午後4時

E-mail: soudanin@kushiro.ed.jp

学校生活や家庭教育に関する悩みについて、釧路教育研究センターの教育相談員が相談を行います。

- このパンフレットについてのお問い合わせはこちらをお願いします。

釧路市教育委員会 学校教育部 教育支援課 教育支援担当

〒085-0016 釧路市錦町 2-4 釧路フィッシャーマンズワーフ MOO4 階

Tel: (0154) 23-5189 Fax: (0154) 25-5999

E-mail: kyo-kyouikushien@city.kushiro.lg.jp

- 釧路市いじめ防止基本方針の情報については、釧路市のホームページをご覧ください。

釧路市 いじめ防止



釧路市いじめ防止基本方針

【概要版】

～いじめは絶対に許されない～

いじめは、いじめを受けた児童生徒や、いじめを行った児童生徒だけでなく、全ての児童生徒に関係する問題です。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、釧路市では、いじめ防止対策推進法に基づき、釧路市におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「釧路市いじめ防止基本方針」を策定しました。

この基本方針に示すいじめの防止等のための対策は、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の相互の連携協力の下、児童生徒の健やかな成長を見守り育み、地域全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

児童生徒の皆さんへ

○いじめとは、悪口や仲間はずれ、暴力、集団による無視、パソコンや携帯電話などを使った悪口など、それをされた子供が嫌な思いをして苦しんだり、悲しんだりしてしまう絶対に許されない行為です。

○いじめを見て周りではやしたてたり、見て見ぬふりをするこも、いじめることと同じこととなります。

○いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こる可能性があります。

○いじめは、学校だけでなく、部活動や塾などで関係のある仲間や集団から受けたものも当てはまります。

○自分がされて嫌だと感じることは、絶対にしない、させない、許さない気持ちをもちましょう。

○学校をはじめ、家庭や地域の大人たちが、みんなで力を合わせて、いじめから子供を守る取組を進めます。

釧路市・釧路市教育委員会

いじめとは

いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、被害を受けた児童生徒の立場で判断します。

友達などからの言葉や行動によって、自分の心や体を傷つけられたと感じていけば、いじめと判断します。

たとえそれが、「遊び」や「ふざけ」のつもりでも、被害を受けた児童生徒が苦しいと感じていけば、いじめになります。



いじめを理解するにあたり、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒の中には、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることを踏まえ、対応します。
- 発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応します。

いじめの重大事態

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態への対処

- ①学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。
- ②市長は、総合教育会議を招集し、重大事態に対して講じるべき措置について協議します。
- ③教育委員会が、学校と教育委員会のどちらが主体となって調査を行うかを判断します。
- ④学校が調査を行う場合は、学校に設置した「いじめ対策委員会」を調査組織とし、教育委員会が調査を行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を調査組織として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ⑤調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。
- ⑥市長は、重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときは、調査組織を設けて再調査を行うことができ、市長は再調査の結果を議会へ報告します。
- ⑦市長・教育委員会・学校は、重大事態の調査・再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

いじめの防止等のために釧路市が実施する施策

いじめの防止等の対策に係る組織

- 「釧路市青少年問題協議会」により、いじめの防止等に関する機関・団体の連携を図ります。
- 教育委員会の附属機関として「釧路市いじめ防止対策委員会」を設置し、基本方針に基づきいじめの防止等のための対策を実行的に行います。また、重大事態が発生し、教育委員会が主体となって調査を行う場合、いじめ防止対策委員会を調査組織として実施します。
- 市長は、重大事態の調査結果に対する再調査を行うための組織を設置することができます。

釧路市が実施する主な施策

- (1) いじめの防止
 - 人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを児童生徒に対して教える取組を推進します。
 - 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させます。
 - 「くしろの子ども大集合」など、いじめ根絶に向けた子供たちの主体的な取組を推進します。等
- (2) いじめの早期発見
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、指導主事を各学校に派遣するなど、相談体制の充実を図ります。
 - いじめに関する実態調査を定期的実施するとともに、調査を通して、いじめの状況をきめ細かく把握し、いじめの問題に対する学校の指導体制を点検します。等
- (3) いじめへの対処
 - いじめが発生した場合には、その現状及び実態に応じて「いじめ解決サポートチーム」を学校に派遣し、関係機関との連携や迅速な対応の指導・助言、児童生徒等へのカウンセリングなど、いじめの早期解決に向けた対応を進めます。等

いじめの防止等のために学校が実施する施策

いじめの防止等の対策に係る組織

- 各学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員等により構成される「いじめ対策委員会」を設置します。
- いじめ問題を発見した場合には、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことがないように、いじめ対策委員会が中核となる役割を担い、組織としていじめの解決に当たります。

学校におけるいじめの防止等に関する取組

- (1) いじめの防止
 - 児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられる学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深めます。
 - 全ての教職員の共通認識を図るため、いじめ問題等に関する校内研修を行います。等
- (2) いじめの早期発見
 - Q-U やアセス、学校での自主的な取組などを総合的かつ効果的に実施し、それらの結果を活用した担任による面談を行うことにより、いじめの早期発見につなげます。等
- (3) いじめへの対処
 - いじめが確認された場合は、直ちにいじめを受けた児童生徒の安全・安心を確保します。
 - いじめを行った児童生徒や周りの児童生徒へ解決に向けた継続的な指導を行います。
 - いじめの解消については、いじめ事案の関係者の状況を十分に見極めながら、いじめ対策委員会において協議を行い、いじめが解消に至ったかを判断します。等

